

仕 様 書

- 1 件 名 体育館屋根補修工事
 2 場 所 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊 大村駐屯地
 3 概 要 駐屯地体育館（133号建物）屋根のカバー工法による補修を実施する。

4 一般事項

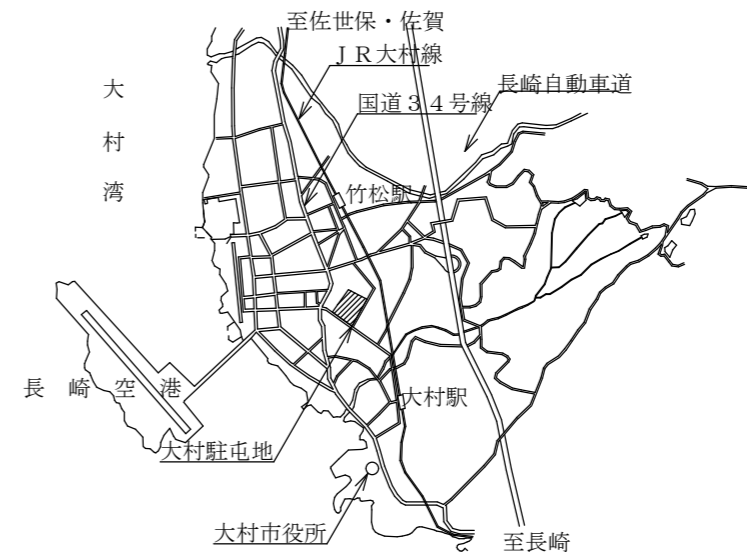
- (1) 本工事は、本仕様書・図面によるほか、用語の定義については、以下によるものとする。
 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事）』
 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事）』
- (2) 本工事は、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 本工事は、カメラ（カラー）又はデジタルカメラを使用し、作業前・中（各工程毎）・後隠蔽箇所及び材料・機材等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム（A列4番縦）に整理のうえ、監督官に1部提出すること。ネガ又はデジタルカメラの電子データは、完成検査終了後請負業者の責任において確実に処分又は消去すること。
- (5) 工事場所及び指定された場所以外の無断立ち入り及び写真撮影は禁止するものとする。盗難等の災害防止に十分な注意を払わせる。現場においては常に整理整頓を行う。また、災害等においては自らの責に任ずるものとする。
- (6) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・事故には十分に気を付けて作業を行うこと。
- (7) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用するものとする。
- (8) 本工事に発生した発生材（金属屑類）は、駐屯地指定の発生材調書と共に監督官に引継ぎ、監督官の指示する場所（大村駐屯地内）に集積するものとする。また、金属屑類以外の発生材は請負者の負担において駐屯地外へ搬出し、適正に処分するものとする。
- (9) 請負業者は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を作成するものとする。
- (10) 本設計図書に記載された寸法は標準寸法であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工するものとする。
- (11) 作業中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期すこと。万一事故等が発生した場合は請負業者の責任において処置し、官側は一切の責任を負わないものとする。

5 特記事項

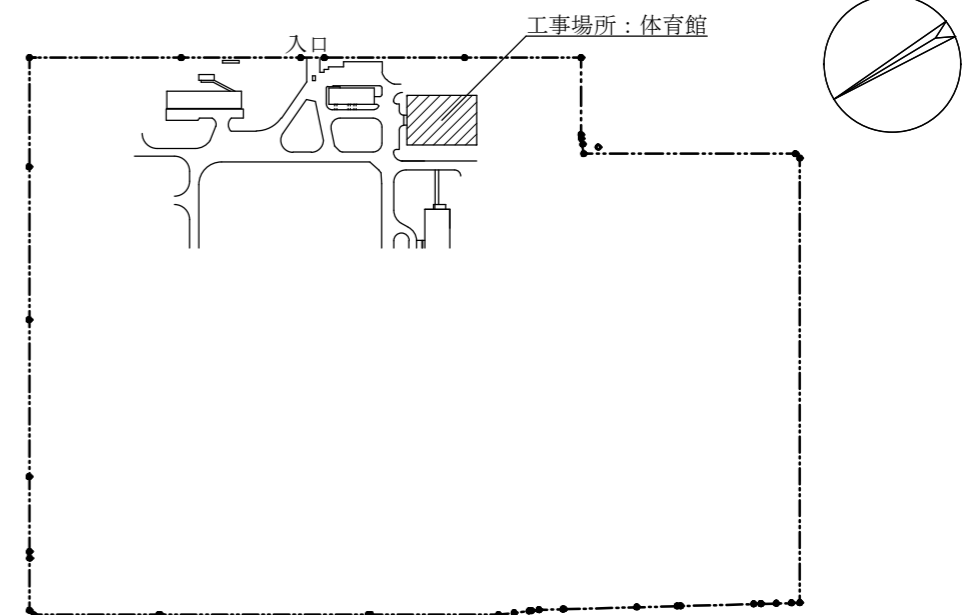
- (1) 体育館内の使用中の工事を原則とする。
- (2) 本工事に使用する足場材は、くさび緊結足場もしくは枠組足場とし、体育館出入口等開口部は開放するものとする。また、枠幅は600mmを基準とし、昇降設備、手すり・さん等の墜落防止設備、幅木・メッシュシート等の物体落下防止設備を考慮したものとする。
- (3) 使用主材料については下記によるものとする。

施工部位	規格名称	規格	備考
瓦棒葺き屋根	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板 (ガルバニウム鋼板)	厚0.5mm	JIS G 3322
その他付属材料	—	メーカー仕様	同上

- (5) 屋根材は現場成型とし、成型後の荷揚げはクレーン等を用いて実施するものとする。荷揚げの際は、安全に十分留意するものとする。
- (6) 屋根の色は、色見本を監督官に提示し承認を受けたのち材料発注するものとする。
- (7) 本工事に際し、防水施工保証書及び防水材料保証書を監督官に提出するものとする。
- (8) 降雨が予想される場合、下地の乾燥が不十分な場合、強風及び高湿の場合、その他防水に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、施工を行わないものとする。
- (9) 官公庁に行う各種申請については、請負業者が行うものとする。



駐屯地案内図 S=NON SCALE



駐屯地配置図 S=NON SCALE

件 名	体育館屋根補修工事		
図 名	仕様書、案内図、配置図	図面番号	2 / 4
作成年月日	6.4.	縮 尺	図 示
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班			